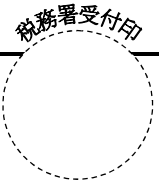


適格分割等により移転する  
資産に係る繰延消費税額等の  
引継ぎに関する届出書

※整理番号	
-------	--



令和 年 月 日  税務署長殿	納 税 地	〒 電話( ) -	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目			業

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。  
記

適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適格分割等の日	年 月 日					
分割承継法人等 に引き継ぐ 繰延消費税額等	繰延消費税額等 の発生事業年度	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	引き継ぐ 繰延消費税額等	円	円	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

## 適格分割等により移転する資産に係る 繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第139条の4第13項の規定により届け出る場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。  
なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
  - (2) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第139条の4第12項第2号ロに規定する繰延消費税額等（適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ同条第3項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第3項、第4項及び第7項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。
  - (3) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。
  - (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。